

令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業 仕 様 書

本仕様書は、宇多津町（以下「本町」という。）が行う「令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業（以下「本事業」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業 務 名 令和5年度宇多津町観光情報動画等制作・発信事業

2. 業務目的 本町の産業構造では観光産業の占める割合が大きく、観光客数増加は総合計画・総合戦略においても重要な目標として定めている。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、観光客数は伸び悩んでおり、ポストコロナにおいて目標を達成するためには、情報発信に重点的に取り組む必要がある。
こうした状況を踏まえ、本事業では、本町に訪れたいくなるような情報コンテンツを作成し、発信することに取り組む。特に、2025年には、関西・大阪万博や瀬戸内国際芸術祭が開催予定であり、世界中から瀬戸内が注目されるチャンスであるため、作成する情報コンテンツを多言語化し、外国人をターゲットにした発信に取り組み、外国人観光客の増加を目的に本事業を実施する。

3. 業務期間 契約締結日～令和6年3月22日（金）

4. 業務概要
 - 1) 電子媒体を活用した観光情報資料の作成
 - 2) 動画の制作
 - 3) 作成した成果物の情報発信
 - 4) その他上記業務に付帯する業務

5. 業務詳細
 - 1) 電子媒体を活用した観光情報資料の作成
 - ・本町の景観・歴史・文化などの側面から魅力を発信し、インバウンド向け観光情報資料を作成する。
 - ・紙媒体は作成しないこととする。
 - ・日本語版、英語版は必須とし、その他2か国語以上の翻訳語版を作成する。（翻訳する言語は提案によるものとする。）

2) 動画の制作

- ・上記1)と同様の項目にて動画を作成する。
- ・動画時間は180秒程度のものを1本程度、6秒～15秒程度のものを3本程度作成する。
- ・日本語版、英語版は必須とし、その他2か国語以上の翻訳語版を作成する。(翻訳する言語は提案によるものとする。)
- ・翻訳した言語においては字幕を付けること。

3) 作成した成果物の情報発信

- ・1)、2)で作成した成果物を訪日外国人向けメディアへ掲載するなどの手法で、翻訳した言語に合致する各国にて発信する。なお、情報の発信に係る経費は受託者の負担とする。

6. 実施体制

事業実施に当たっては、本事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為に、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる統括責任者を置くこと。また、業務担当者を置き、本町と綿密な連携を図りながら、本事業が円滑に遂行できる体制をとること。

7. 成果物

成果物は次のとおりとする。

1) 上記業務に基づき制作された成果物データ 一式

※記録媒体は不問とする。なお、納品されたデータは町ホームページや各種SNSでも公開できるものとする。

2) 業務報告書 2部

3) 業務報告書 概要版 2部

4) その他関連資料 一式

8. その他

- 1) 成果物の著作権は本町に帰属するものとする。また、映像、画像、音楽等の著作権及び肖像権上の処理を済ませた上で納入すること
- 2) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 3) 受託者は、本事業の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、本町と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

- 4) 受託者は、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- 5) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。
- 6) 本事業の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定することとする。